

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

① 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付^{※1}

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

→令和2年8月14日(金)に振り込みました。

② 公的年金等^{※2}を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方^{※3}

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準^{※4}となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

※4 配偶者又は扶養義務者(申請者の直系血族及び兄弟姉妹を指します。例：父母、祖父母、兄弟姉妹、子(18歳到達以後最初の3月31日を経過した者))と同居している場合、その全員が児童扶養手当の支給制限限度額未満であることが必要となります。

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

● 支給手続き

▶ 基本給付①は申請不要です。基本給付②、③は申請が必要(申請期限は令和3年2月26日(金)必着)です。

▶ 申請書(育成支援係窓口にて配布しています。また、新宿区ホームページでもダウンロードできます。)に振込先口座などを記入して、必要書類(裏面に一例が載っています)とともに育成支援係窓口^{に直接}、または郵送でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を審査の上、指定口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください

● 必要書類(一例)

- ▶ 簡易な収入(見込)額の申立書
→ **配偶者**(支給要件が障害の場合)又は**扶養義務者**(申請者の直系血族及び兄弟姉妹を指します。例: 父母、祖父母、兄弟姉妹、子(18歳到達以後最初の3月31日を経過した者))**と同居**している場合は、その全員についても必要となります
 - ▶ 受取口座を確認できる書類の写し
 - ▶ 申請者本人確認書類の写し
 - ▶ 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類(申請者本人の戸籍謄本又は抄本)
→ 既に区市町村から児童扶養手当の認定を受けている場合は不要です。
→ 外国籍の方は該当事由のわかる公的書類及び婚姻要件具備証明書が必要となります。
 - ▶ 収入額のわかる書類
→ 基本給付②については平成30年中の収入額のわかる書類が必要です。なお、平成31年1月1日に新宿区に住民登録のある方は不要です。
→ 基本給付③については令和2年2月以降の任意の月の収入額のわかる書類が必要です。
 - ▶ (基本給付②の方は必須)平成30年中の年金額のわかる書類
- ※あくまでも一例です。支給要件により異なる場合もありますので、詳しくは育成支援係までお問合せください。

② 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

● 支給手続き

- ▶ **申請が必要(申請期限は令和3年2月26日(金)必着)**です。
- ▶ **申請書**(育成支援係窓口にて配布しています。また、新宿区ホームページでもダウンロードできます。)を育成支援係窓口^{に直接}、または郵送でご提出ください。
- ▶ 申請内容を審査の上、指定口座に振り込みます。

お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903 (受付時間 平日9:00~18:00)

- 新宿区子ども家庭部子ども家庭課育成支援係
新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎2階16番窓口
電話03-5273-4558 Fax 03-3209-1145

その他詳細はQRコードより区ホームページをご確認ください。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、新宿区や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。